

職場内での掲示・回覧をお願いいたします。

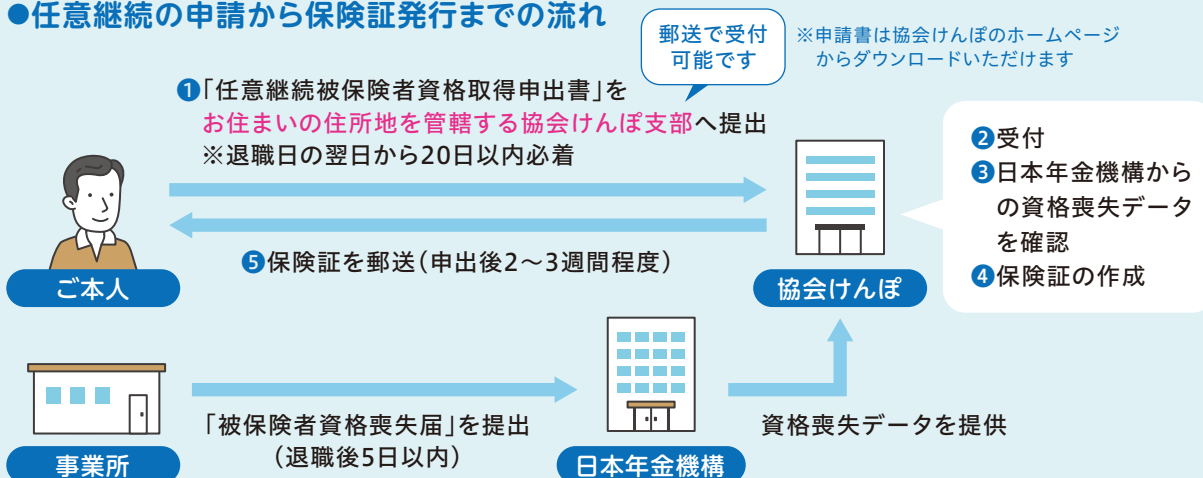
全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

手続きのポイント

退職後の健康保険加入のご案内(任意継続)

「協会けんぽの任意継続」とは、退職や労働時間の短縮等によって健康保険(協会けんぽ)の被保険者の資格を喪失したとき、一定条件のもとで個人の希望により、継続して健康保険へ加入できる制度です。

●任意継続の申請から保険証発行までの流れ



保険証の発行をお急ぎの場合

退職日が確認できる書類を添付する、あるいは事業主様より「任意継続被保険者資格取得申出書」の「資格喪失証明欄」をご記入いただいて申出することにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに保険証の交付※が可能です。
※申出後1週間程度で保険証を送付

退職日が確認できる書類の例

退職証明書のコピー、雇用保険被保険者離職票のコピー、健康保険被保険者資格喪失届のコピー等

16歳以上の方を被扶養者とする場合

被扶養者となる方の年収を確認する必要があります。「任意継続被保険者資格取得申出書」の「情報照会」※欄をご記入いただくか、収入を証明する書類を添付してください。

※マイナンバーを活用して市区町村に収入確認を行います。マイナンバーが未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類が必要になる場合があります。

収入を証明する書類の例

所得証明書、(非)課税証明書、給与証明書、離職票のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー等

任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合や、被保険者と別居されている場合にはさらに添付書類が必要となります。詳しくは、「任意継続被保険者資格取得申出書」記入の手引きをご確認ください。



ジェネリック医薬品の使用を考えてみませんか？

ジェネリック医薬品とは、従来の先発医薬品と品質・効き目が同等であると国が認めたお薬です。

1 ジェネリック医薬品が安い理由

先発医薬品は長い歳月と数百億円以上といわれる費用をかけて研究開発されます。ジェネリック医薬品は先発医薬品の特許が切れたあと**同じ有効成分を利用して**製造されるため、その分コストを大幅に抑えることができ、お薬の価格も抑えられます。

2 従来のお薬（先発医薬品）よりも服用しやすい

ジェネリック医薬品は患者さんや医療関係者の声を活かし、先発医薬品より**飲みやすく工夫**されているものもあります。

3 日本の医療保険を維持することにつながる

もし、協会けんぽの加入者の皆様が全てジェネリック医薬品に切り替えると、合計で約**4,800億円**※の医療費の削減が見込めます。※加入者がジェネリック医薬品を全く使用していなかった場合の医療費と全てジェネリック医薬品を使用した場合の医療費の差額を試算したもの

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

まずは医師または薬剤師にご相談ください

病院では医師の診察時、薬局では処方せんを薬剤師に渡す時、「ジェネリック医薬品に変更できますか？」と聞いてみてください。



退職後は必ず保険証をご返却ください

●加入者様へのお願い（事業主様から加入者様へ周知をお願いします）

保険証を使用できるのは、**退職日まで**です！

ご退職後は、扶養のご家族様の分も含め、すみやかに保険証を事業主様へご返却ください。



保険証の返却方法

- ①被保険者ご本人（および扶養家族の方）の保険証を事業所に返却
- ②事業所の社会保険事務ご担当者様は保険証を回収し、「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付して、日本年金機構名古屋広域事務センターあるいは管轄の年金事務所へ提出

※「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付できなかった場合や電子申請をご利用の場合は、回収の都度ご返却をお願いします。
※紛失等で回収できない場合は、日本年金機構に「被保険者証回収不能届」をご提出ください。